(質問の

内閣衆質四〇第二号

昭和三十七年二月六日

内閣総理大臣 池 田 勇 人

議院議長 淸 瀨 一 郎殿

衆

衆議 院 議 員安平 鹿 君提出1 長野県軽井 沢町所在 の不動産 登記変更に 関する質問に 対 別紙

答弁書を送付する。

\_

衆 議 院 議 員 安 平 鹿 君 提 出 長 野 県 軽 井 沢 町 所 在  $\mathcal{O}$ 不 動 産 登 記 変 更 に 関 す る 質 間 に 対 す る

## 弁書

旨 た 八 出 権  $\mathcal{O}$ 田 ところ、 代 張  $\mathcal{O}$ 移 信 番 本 念 件 理 地 所 転 也 لح 書 登 人 木 に 現 す 高 内 を 記 0 在 右 提 ベ 次 き 橋  $\mathcal{O}$ き 男 長 調 際 邦  $\mathcal{O}$ 出 野 を 名 登 申 夫 査 地 記 請 登 義 L 7 か 方 に たところ、 申 5 済 記 人 法 右 証 12 官 所 出 務 に 吏 有 交 出 が 局 ょ 付 が 権 な 張 軽 れ さ 誤 移 所 L 井 本 た 転 ば 登 れ 0 沢 件 所 た。 7 記 登 登 出 記 木 物 有 官 記 張 権 そこで、 内 吏 が 件 済 所) 移 次 浜 な に 証 され、 男 槇 0 転 及 受付第二 ١, 登 び لح 人 た て、 登 記 登 木 に が 記 対  $\mathcal{O}$ 内 記 Ļ 昭 登 官 次 L 八五五号をもつて そ 和 男 7 記 吏 + 権 右  $\mathcal{O}$ 浜 か 1 後 る 利 槇 5  $\mathcal{O}$ 年七 者 内 所 昭 人 カ 和三十 は は 5 有 田 権 月二十 信 登 東 提 記 移 也 六 を 転 京 に 出 東 年 更 市 さ 兀 あ 登 京 正 五. 日 麻 7 記 れ 市 月二十 岩 す 布 た た は 麻 る 自 村 区 登 布  $\equiv$ 記 己 ょ 登 田 区 う、 記 河 済  $\mathcal{O}$ 日  $\equiv$ 区 台 裁 所 名 河 証 頃 右 義 内 判 台 町 を 有 調 で  $\mathcal{O}$ 所 人 田 町 を + 小 信 査 な 所 + 諸 八 内 L 1 有 也

番

地

内

田

信

也

で

あることが

認

 $\Diamond$ 

5

れ

た

が、

当

該

登

記

申

請

書

及

び

当時

 $\mathcal{O}$ 

受付

帳

は

保

存

期

間

 $\mathcal{O}$ 

経

過

に

で、 登 記 法 前 記 明 登 治 記 三十二年二月二十四 官 吏 は、 そ  $\mathcal{O}$ 更正 登 日 記 法  $\mathcal{O}$ 律第二十四号) 必 要 を 認  $\Diamond$ た  $\mathcal{O}$ 第六十 で あ る . 匹 が 条 に カコ 1 カゝ う る 登 場 記 合 上 右 利 木 害 内  $\mathcal{O}$ 次 関 男 係 は を 不 有 す 動 る 産

1

て

は

登

記

官

吏

 $\mathcal{O}$ 

過

誤

に

より

登記

名義

人

0

記

載

を

誤

つて

**,** \

ることが

明

白

に

確

認

さ

れ

た。

そこ

第  $\equiv$ 者 12 該 当 L な 7 ŧ  $\mathcal{O}$ لح 解 され る で、 同 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き 昭 和  $\equiv$ + 六 年 五 月二 + 九 日 長 野 地

方 法 務 局 長  $\mathcal{O}$ 許 可 を 得 7 同 年 六 月  $\stackrel{\frown}{=}$ 日 受 付 第 兀 七 八 号 を ŧ 0 て 右  $\mathcal{O}$ 所 有 権 移 転 登 記  $\mathcal{O}$ 登 記 名

義 人 を 内 田 信 也 と す る 登 記 名 義 人  $\mathcal{O}$ 表 示 更 正 登 記 を な L た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る。

よつて、

第一については、登記官吏に過失はない。

第二及び第三については、そのような事実はない。

右答弁する。